

以下の内容は、仙台市が平成23年4月20日付けで発行した「生活支援情報（第5号）」から転載したものです。

津波により発生・漂着した<がれき>などを撤去します

○市では、津波により発生・漂着した、宅地などの敷地内に残されているがれき等の撤去を4月22日（金）から行っています。

■撤去の対象＝宅地などの敷地内にある、津波によって発生・漂着した「建築物等の残がい」や「流木」などがれき、自動車等

※完全に倒壊してがれき状になっている家屋は、基礎のみを残し撤去します。

※地区により、浸水ごみ（畳や布団、家具などが水に浸かってしまい、使用できなくなったもの）を収集していますが、それとは別に実施するものです。

※農地のがれきについては、水路等のがれきの撤去を行い、宅地内のがれき撤去が終わった段階から撤去を始めます。

■撤去の進め方と対象地区＝下記の撤去対象地区ごとに、重機による作業を実施します。撤去を希望しない場合は、あらかじめ下記の問い合わせ先にご連絡ください。

区	地区名
宮城野区	蒲生・中野地区、蒲生・岡田地区
若林区	神屋敷地区、四ツ谷地区、藤田地区、笹屋敷地区、荒浜地区、下飯田地区、今泉地区、二木地区、三本塚地区、種次地区、井土地区、藤塚地区

■住民の皆様へのお願い

○ご自分の所有物で必要なものについては、可能な限り事前に回収してください。

○撤去作業中にアルバムや位牌等が回収された場合は、市で一時保管し、所有者の方に引き渡すことのできる機会を設けます。また、市が回収した貴金属等の有価物は、遺失物として警察に届けます。

○大型重機を用いての作業となりますので、撤去現場への立会いを希望される場合は、安全確保のため現場の職員や作業員の指示に従ってください。

■各地区の作業予定

4月22日から、すべての撤去対象地区で撤去作業を行っています。各地区の作業開始地点と撤去の方向等については、別表のとおりです。市ホームページからもご覧いただけます。

撤去作業に要する期間は、がれきの量など地域の状況により異なります。また、地域内のすべてのがれき撤去まで時間を要しますので、ご理解とご協力をお願いします。



発行所
 〒980-0022仙台市青葉区五橋二丁目12番2号
 仙台市福祉プラザ8階
 財団法人仙台市障害者福祉協会
 TEL 022-266-0294(代)
 FAX 022-266-0292
 発行人 阿部一彦

定価 500円/年

■問い合わせ
 津波がれき撤去専用ダイヤル
 722-9788 (9時～17時)

(別表)津波により発生・漂着しがれき撤去の予定地区の進行表 【平成23年4月20日現在】

地域のがれきの量や天候、またその他の諸事情により、変更する場合があります。

区	地 区	開 始 地 点		撤去の方向	
宮城野区	蒲生・中野地区	1	白鳥2丁目	西	
		2	蒲生字屋敷	北、南	
		3	蒲生字二本木	東、南	
		4	蒲生1丁目	東	
		5	中野字牛小舎	南西	
		6	蒲生字東屋敷添	西	
	蒲生・岡田地区	7	蒲生字南城道田、蒲生字東城道田、蒲生字上屋倉		西
		8	蒲生字原屋敷	東、西	
		9	蒲生字鍋沼	東、西	
		10	蒲生字前通	北西	
		11	岡田字小田切	東	
		12	蒲生字井戸谷地	北、南	
		13	岡田字裏通二番	南東、南西	
		14	岡田字浜通	南	
		15	岡田字南在家	北	
		16	岡田字前田	南東	
		17	蒲生字袋西第一	北、南	
		18	岡田字堀切前	南東、南西	
		19	岡田字伝兵衛前	東	
若林区	神屋敷地区	20	荒井字細沼	南東	
	四ツ谷地区	21	荒井字瀬戸川北	西	
	藤田地区	22	荒井字宅地	西	
	笹屋敷地区	23	荒井字笹屋敷	西	
		24	荒浜字中堀南	西	
		25	荒浜字北長沼	北	
	荒浜地区	26	荒浜新2丁目	北	
		27	荒浜字中丁	北	
	下飯田地区	28	飯田字中橋	西	
	今泉地区	29	状況を確認のうえ、順次撤去します。		
	二木地区	30	二木字二又	西	
	三本塚地区	31	荒井字富岡内	南	
		32	三本塚字権太	東、南	
	種次地区	33	種次字竹野花	北西	
		34	種次字中斎	北、北西	
35		種次字高原	北		
井土地区	36	井土字宅地	北		
藤塚地区	37	藤塚字牛道下	東、南		

※ 今後、おおむね一週間ごとに撤去対象地区の予定をきめ細かくお知らせしていく予定です。

被災自動車について

○津波浸水地域のがれき撤去に合わせ、対象地区内にある被災自動車も4月22日（金）から撤去しています。
※状況によって、他のがれきとは撤去日が前後することがあります。

■自動車撤去の流れ

- ①津波浸水地域の対象車両に、張り紙により撤去の予定等を告知します。
- ②一定の告知期間を設けた後、海岸公園地区の搬入場に撤去します。
- ③所有者を確認し、引き取りを希望する所有者に引き渡します。

※搬入場への撤去に係る所有者個人の費用負担はありません。

※引き取りを希望する場合には、搬入場からの移動費用は自己負担をしていただきます。

※津波浸水地域以外の被災自動車の撤去も下記の専用ダイヤルへ問い合わせください。

※撤去・処分は、自動車リサイクル関連団体の協力により、「災害車両処理対策本部宮城対策本部（県内の自動車解体業者による任意団体）が実施します。

■問い合わせ
被災自動車専用ダイヤル
722-9688（9時～19時）